

豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市域における家庭部門の温室効果ガスの排出量を削減するため、住宅の省エネルギー化等に係る補助金を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) スマートハウス支援補助金

自ら所有し居住し、若しくは自ら所有し居住しようとする市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）において、補助対象設備の設置等をした者又は自ら所有する市内の集合住宅において、断熱リフォームを実施した者に交付する補助金をいう。

(2) ZEH 支援補助金

自ら所有し居住し、若しくは自ら所有し居住しようとする市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）を ZEH として新築又は改修する者に対して交付する補助金をいう。

(3) 太陽光発電設備

発電された電力を自家消費する太陽光発電設備（当該設備に係る太陽電池モジュールが補助申込み時に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の規定による太陽光発電設備の認定を受けることができるものに限る。）であり、10kW未満のものをいう。

(4) 家庭用燃料電池システム

一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定する家庭用燃料電池システムであるものをいう。

(5) 断熱リフォーム

国の「既存住宅における断熱リフォーム支援事業」の執行団体である北海道環境財団において、補助対象製品として登録されている製品を使用した、住宅の断熱改修をいう。

(6) 創エネルギー化

太陽光発電設備の設置及び家庭用燃料電池システムのいずれか又は双方の設置を行うことをいう。

(7) 蓄電システム

令和3年度以降の環境省が実施する補助事業の執行団体である環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）において、蓄電システム補助対象機器として登録されているものをいう。

(8) スマートハウス化工事

断熱リフォームと、創エネルギー化を同時（すべてが補助対象期間内であることを言う。）に行うことをいう。

(9) ZEH

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく省エネルギー性能表示（BELS 等、第三者認証を受けているものに限る。）により、『ZEH』であることが示された住宅をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自ら所有し居住し又は自ら所有し居住しようとする市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。）において、次条第1項に規定する補助対象となる設備の設置等を施工業者（販売店を含む。）に

発注して行う者。ただし、集合住宅の共用部分において施工する場合は、当該集合住宅の管理規約等で認められていること。

(2) 自ら所有する集合住宅全戸の断熱リフォームを施工業者（販売店を含む。）に発注して行う者

- 2 前項の規定にかかわらず、スマートハウス支援補助金と ZEH 支援補助金は併せて交付を受けることができない。
- 3 前項第 1 号の規定に該当する者のうち、交付の申込みの時点で当該住宅に居住していない場合は、実績報告の時点では当該住宅に居住していること。

(補助対象設備等)

第 4 条 スマートハウス支援補助金及び ZEH 支援補助金の補助対象及び補助金の額は別表 1 のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、すでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合は、その交付を受けた額を差し引いた額を補助金の額とする。

(対象期間)

第 5 条 補助対象の設備の設置又は補助対象の工事完了日が当該年度の 4 月 1 日から 2 月末日まで。

(交付の申込み)

第 6 条 補助金の交付を受けようとするものは、豊中市スマートハウス等支援補助金交付申込書（様式第 1 号）に別表 2 に掲げる書類及び市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

- 2 豊中市スマートハウス等支援補助金交付申込書及び別表 2 に規定する添付書類は次の各号に掲げる方法により提出するものとする。

(1) 電子申込システム

(2) 郵送

- 3 前項第 1 号により提出されたものは、市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときを提出日（休日の場合はその翌日。以下同じ。）とし、前項第 2 号により提出されたものは郵便の引受の記録があるものはそのときを提出日とし、郵便の引受の記録がないものは市に到達した日をもって提出日とする。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の申込書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付予定額を決定し、当該申込者に対し、豊中市スマートハウス等支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、その決定の内容等を通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の不交付を決定したときは、豊中市スマートハウス等支援補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、不交付の決定の理由等を通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申込みの取下げ)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者は、やむを得ない理由により補助金交付の申込みを取下げるときは、速やかに豊中市スマートハウス等支援補助金交付申込取下届（様式第 4 号）を市長に提出しなけ

ればならない。

(決定の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、速やかに豊中市スマートハウス等支援補助金申込等変更届(様式第5号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、設備の設置若しくは工事の完了の日から2か月以内又は交付決定の日から1か月以内のいずれか遅い日までに、豊中市スマートハウス等支援補助金実績報告書(様式第6号)に別表3に掲げる書類及び市長が必要と認める書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、報告の期限が当該年度の2月末日よりも遅い場合は、2月末日を期限とする。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付額を確定したときは、当該申込者に対し、豊中市スマートハウス等支援補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、その決定の内容等を通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、豊中市スマートハウス等支援補助金交付請求書(様式第8号)を補助金交付日の属する年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金を支給するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは第7条第2項の規定による補助金の交付の決定を取消することができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の定めに違反したとき。

(2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前条の規定による交付の請求を行わなかったとき。

(4) 第20条の規定による調査に応じなかったとき。

2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、豊中市スマートハウス等支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助金の支給を受けた者(以下「補助金受給者」という。)に対し、豊中市スマートハウス等支援補助金返還通知書(様式第10号)により、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(加算金及び延滞金)

第15条 前条の規定により補助金の返還を命じられた場合の加算金及び延滞金については、豊中市補

助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の例による。

（設備の適正管理義務）

第16条 補助金受給者は、補助対象設備等の適切な維持管理に努めなければならない。

2 補助金受給者は、補助金の交付を受けた日から6年間は補助対象設備等の処分をすることができない。ただし自然災害その他補助金受給者の責めに帰することのできない理由により、対象設備等が使用不能となったときはこの限りでない。

（協力）

第17条 市長は、補助金受給者に対し、必要に応じて効果検証データの提供その他協力を求めることができるものとする。

（帳簿等の整備）

第18条 補助金受給者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

（代理人）

第19条 補助金の交付の申込みを行った者は、補助金の交付に係る申込みの手続きについて、代理人を選任し、委任することができる。

2 代理人は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

（調査）

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、調査することができる。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。

別表 1

補助金の種類	補助対象	補助金の額	補助金の限度額
スマートハウス 支援補助金	太陽光発電設備	対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力1kW あたり2万円	6万円
	家庭用燃料電池システム	本体及び付属機器購入費の10分の1	6万円
	断熱リフォーム (第3条第1項第1号のとき)	必要な建築材料の購入及び必要な工事に要する経費の3分の1	20万円
	断熱リフォーム (第3条第1項第2号のとき)	必要な建築材料の購入及び必要な工事に要する経費の3分の1	1戸あたり10万円又は40万円のうち少ない方の額
	蓄電システム	SII に登録されている初期実効容量1kWh あたり1万円	6万円
	スマートハウス化 工事加算	4万円	
ZEH 支援補助金	ZEH	20万円	
	蓄電システム	SII に登録されている初期実効容量1kWh あたり1万円	6万円

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

別表2 交付申込みにおいて提出する書類

補助金の種類	補助対象	提出書類
スマートハウス 支援補助金	太陽光発電設備	設備設置前の現況写真 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの 明細書 対象設備の仕様が確認できるパンフレット等
	家庭用燃料電池システム	設備設置前の現況写真 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの 明細書 対象システムの設置位置を示す図面 対象システムを設置する住宅が集合住宅である場合は、管理組合等当該住宅を管理するものの承諾書
	断熱リフォーム (第3条第1項第1号のとき)	施工前の写真 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの 明細書 断熱リフォームを行う箇所を示した平面図
	断熱リフォーム (第3条第1項第2号のとき)	申請者が建物の所有者であることがわかるもの (登記事項証明書) 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの 明細書 断熱リフォームを行う箇所を示した平面図
	蓄電システム	対象設備の仕様が確認できるパンフレット等 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの 明細書 対象システムの設置位置を示す図面
ZEH 支援補助金	ZEH	建築請負契約書等 BELS 評価書の写し
	蓄電システム	対象設備の仕様が確認できるパンフレット等 見積書の写し等経費の内訳がわかるもの 明細書 対象システムの設置位置を示す図面

別表3 実績報告において提出する書類

補助金の種類	補助対象	提出書類
スマートハウス 支援補助金	太陽光発電設備	設備設置後の写真 対象設備の領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの 対象設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し 電力受給契約の内容がわかるもの
	家庭用燃料電池システム	対象システム設置後の写真 対象システムの運転中の状況を示す付属リモコンの写真 対象システムの設置費に係る領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの 対象システムの保証書の写し 対象設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し
	断熱リフォーム (第3条第1項第1号のとき)	施工後の写真 北海道環境財団指定様式の出荷証明書又は施工証明書 断熱リフォームに係る領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの 対象設備を設置した住宅に居住していることを示す住民票の写し
	断熱リフォーム (第3条第1項第2号のとき)	施工後の写真 北海道環境財団指定様式の出荷証明書又は施工証明書 断熱リフォームに係る領収書の写し及び領収書の内訳がわかるもの
	蓄電システム	設置後の写真 対象設備の領収書及び領収書内訳書
ZEH 支援補助金	ZEH	対象の建物の外観写真 領収書の写し
	蓄電システム	設置後の写真 対象設備の領収書及び領収書内訳書

豊中市スマートハウス等支援補助金交付申込書

(あて先) 豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申し込みます。

(申込者)

フリガナ		住所	〒	-
氏名				
電話番号				
メールアドレス				

(補助金申込額)

※ 申請するものにチェックをつけてください。スマートハウス支援補助金と ZEH 支援補助金を同時に申し込むことはできません。補助金の種類に応じて明細書をあわせて提出してください。

補助金の種類	補助対象	補助金の額
□ スマートハウス 支援補助金	□ 太陽光発電設備 設置した太陽電池モジュールの 公称最大出力の合計値 kW	公称最大出力 × 20,000 円 円
	□ 家庭用燃料電池システム 補助対象経費 円 (税抜)	補助対象経費の 10 分の 1 円
	□ 断熱リフォーム 補助対象経費 円 (税抜)	補助対象経費の 3 分の 1 円
	□ 蓄電システム SII に登録されている初期実効容量 kWh	初期実効容量 × 10,000 円 円
	□ スマートハウス化工事加算 (断熱リフォームと太陽光発電設備か家庭用燃料 電池システムを同時に申請するとき)	40,000 円
□ ZEH 支援補助金	□ ZEH	200,000 円
	□ 蓄電システム SII に登録されている初期実効容量 kWh	円
合計金額	申し込んだ補助対象の補助金の額の合計	円

様

豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました、豊中市スマートハウス等支援補助金について、次のとおり交付予定額を決定しましたので、豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

補助金の名称	
対象設備等	
補助金交付予定額	_____円

【交付の条件】

- (1) 補助金の交付にあたっては、上記の補助金交付予定額を補助金の額の上限の額とします。
- (2) 実績報告書の提出期限に支障が生じないように、工事を完了してください。
- (3) 豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第14条第1項の規定に該当する事由があった場合は、交付決定を取消します。

様

豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申込みがありました、豊中市スマートハウス等支援補助金について、次のとおり交付をしないことと決定しましたので、豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

補助金の名称	
対象設備等	
不交付の理由	

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金交付申込取下書

年 月 日付け豊中市指令環政ス第 - 号により交付決定を受けた事業について、次のとおり中止したいので、豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、以下の通り補助金交付申込を取下げます。

(申込者)

氏名	
住所	
電話番号	
取下理由	

年 月 日

(あて先) 豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金申込等変更届出書

年 月 日付け豊中市指令環政ス第 - 号により交付決定を受けた事業について、次のとおり事業計画を変更したいので、豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり変更します。

(届出者)

氏名	
住所	
電話番号	
変更前	
変更後	
変更理由	

(あて先) 豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金実績報告書

年 月 日付け豊中市指令環政ス第 - 号により交付決定を受けた事業について、豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

(報告者)

フリガナ		住所	〒 -
氏名			
電話番号			
メールアドレス			

(補助金申込額) ※ 交付申込のときから設備等を変更した場合は明細書を合わせて提出してください。

補助金の種類	補助対象	補助金の額
□ スマートハウス 支援補助金	□ 太陽光発電設備 設置した太陽電池モジュールの 公称最大出力の合計値 kW	公称最大出力 × 20,000 円 円
	□ 家庭用燃料電池システム 補助対象経費 円 (税抜)	補助対象経費の 10 分の 1 円
	□ 断熱リフォーム 補助対象経費 円 (税抜)	補助対象経費の 3 分の 1 円
	□ 蓄電システム SII に登録されている初期実行容量 kW	初期実行容量 × 10,000 円 円
	□ スマートハウス化工事加算 (断熱リフォームと太陽光発電設備か家庭用燃料 電池システムを同時に申請するとき)	40,000 円
□ ZEH 支援補助金	□ ZEH	200,000 円
	□ 蓄電システム SII に登録されている初期実効容量 kW	円
合計金額	申し込んだ補助対象の補助金の額の合計	円

※ 補助金の交付予定額の上限は交付決定時の補助金交付予定額を上限とします。

工事着手日	年 月 日	工事完了日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

※ 太陽光発電設備の工事完了日は、以下の3条件をすべて満たしたときとする。

1. 太陽光発電設備の設置が完了
2. 太陽光発電設備の竣工検査が完了
3. 電力会社との受給契約が完了（受給開始）

様

豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付豊中市スマートハウス等支援補助金実績報告書に基づき、次のとおり補助金の額が確定しましたので、豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

補助金の名称	
対象設備等	
補助金交付額	_____円

【交付の条件】

- (1) 豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき補助対象設備等の適切な維持管理に努めることとし、補助金の交付を受けた日から6年間は当該設備等の売却、譲渡、貸与等をしてはならないものとします。ただし、自然災害その他自己の責めに帰することのできない理由により使用不能となったとき、または当該住宅の売却、譲渡等による所有権の移転があったときは、その旨を市に届け出てください。
- (2) 豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第13条第1項の規定に該当する事由があった場合は、第14条の規定に基づき受給された補助金を返還していただきます。

(あて先) 豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金交付請求書

豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。
(交付請求者)

氏名	
住所	〒 ー 豊中市
電話番号	ー ー

(請求金額)

請求金額	<table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> </table>			0	0	0	円	交付確定額のとおり
		0	0	0	円			

(補助金の振込先)

※交付請求者(申込者)の名義の口座をご記入ください。

金融機関名	
フリガナ	
支店名	支店番号 ()

支店番号がわかる場合はご記入ください。

預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄						
口座番号							

フリガナ	
口座名義	

様

豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金交付決定取消通知書

年（ 年） 月 日付け豊中市指令環政ス第 号で交付決定した、豊中市スマートハウス等支援補助金について、次のとおり交付決定を取消することとなりましたので、豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金の名称	
交付決定 取消しの理由	

様

豊中市長

豊中市スマートハウス等支援補助金返還通知書

年 月 日付け交付請求により支給した、豊中市スマートハウス等支援補助金について、豊中市スマートハウス等支援補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり返還するよう通知します。

記

補助金の名称	
返 還 額	_____ 円
返 還 の 理 由	
返 還 期 限	年 月 日
返 還 方 法	同封の納付書を使用し、豊中市役所第一庁舎1階の指定金融機関窓口または納付書裏面の各金融機関の本・支店で納付してください。